

本文書は改訂版があります。下記のページから最新版を御覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9314-2019-ncov-03.html>

## 新型コロナウイルス（Novel Coronavirus : nCoV）による感染症患者の 退院及び退院後の経過観察に関する方針（案）

（2020年1月22日作成）

国立感染症研究所 感染症疫学センター  
国立国際医療研究センター 国際感染症センター

**注：疫学的所見や病原体に関する情報が現時点で乏しいため、情報の蓄積に伴い、この内容は適宜更新される。**

### 1. 新型コロナウイルス（Novel Coronavirus : nCoV）関連肺炎の疑い例の定義及び検査体制

新型コロナウイルス(Novel Coronavirus : nCoV)関連肺炎の疑い例の定義及び検査体制については、当面、「中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染」の文書を参照すること。

### 2. nCoV 関連肺炎と症例、および nCoV 感染症患者に対する院内感染対策

上記の手順を踏んで nCoV 関連肺炎と確定診断された症例、もしくは、その他の理由により（例：積極的疫学調査による探知） nCoV 感染症と確定診断された患者（以下、これらを合わせ患者（確定例）とする）に対する院内感染対策は、「中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策」に記載されている nCoV 関連肺炎の疑い例に対する対応と同じとする。

### 3. 患者（確定例）の入院適応と対応

患者（確定例）の入院適応については、医学的適応（医学的な加療の必要性）に従い、保険診療において加療を行う。また、nCoV 感染症は、感染症法上の類型が定まっておらず、感染症指定医療機関での入院は法令上必須とはされていないが、新興感染症であり、かつ、感染経路に関する情報が十分得られていない現状においては、標準予防策、飛沫予防策、接触予防策、加えて必要時、空気感染対策が、十分に実施できる医療機関での入院が望ましい。

入院適応がないと判断された患者（確定例）については、自宅において十分な感染予防策が実施できることを担保した上で、自宅安静とする。自宅において十分な感染予防策が実施できない場合は、別途保健所との相談となる。入院適応がないと判断された患者（確定例）については、症状増悪時の対応（保健所に連絡した上での医療機関の再診）について、患者（確定例）本人と、家族や保護者に十分に説明を行った上で、保健所が経過を観察する。

### 4. 入院加療を受けた回復期にある患者（確定例）（以下、nCoV 感染症回復期患者とする）の退院の目安と退院後の経過観察

以下には、入院加療を受けた回復期にある患者（確定例）（以下、nCoV 感染症回復期患者とする）の退院の目安と退院後の経過観察について記載する。入院適応がないと判断された患者（確定例）の対応も、以下に準じて行う。

なお、患者（確定例）の接触者に関する対応は、「新型コロナウイルス（Novel Coronavirus : nCoV）感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）」を参照のこと。

#### ➤ nCoV 感染症回復期患者の退院の目安

nCoV 感染症回復期患者に退院の判断を下すにあたっては、以下のような項目について検討し、主治医と保健所が相談の

上、総合的に判断する。

臨床症状及び検査所見：

- ・ 24 時間発熱（37.5℃以上）が無いこと
- ・ 呼吸器症状が改善傾向であること
- ・ 血液検査、画像所見等の検査所見が改善傾向であること

#### ➤ nCoV 感染症回復期患者の退院後経過観察

退院後の回復期患者には、退院後 1 週間は可能な限り自宅内で過ごしていただくこと、やむを得ず外出する際は、公共交通機関の利用などの不特定多数との接触の機会は避けること、及びサージカルマスクの着用と手洗い励行を依頼する。また、1 日に 2 回（朝夕）体温を測り記録するよう協力を求め、37.5℃以上の発熱や呼吸器症状等が出現してきた際には、保健所へ速やかに報告し、対応について指示を仰ぐ。

退院後、症状が認められない場合、経過観察のための受診は解熱後 1 週間後に行うことが勧められる。経過観察は原則として、回復期患者が入院加療を行った医療機関で行う。通常の臨床経過の評価に必要な検査（行政検査に含まない）と、nCoV 病原体検査（行政検査）を目的として上気道由来検体等の採取を考慮する。行政検査の要否については、国立感染症研究所にもご相談いただきたい。

保健所は、行政検査結果の評価などに関し、必要に応じて自治体や厚生労働省健康局結核感染症課や国立感染症研究所等の専門家に相談する。

#### 参考

- ・ WHO : Clinical management of severe acute respiratory infection when novel coronavirus (nCoV) infection is suspected  
<https://www.who.int/docs/default-source/coronaviruse/clinical-management-of-novel-cov.pdf>
- ・ WHO : Clinical management of severe acute respiratory infection when Middle East respiratory syndrome coronavirus (MERS-CoV) infection is suspected  
[https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/178529/WHO\\_MERS\\_Clinical\\_15.1\\_eng.pdf?sequence=1&isAllowed=y&ua=1](https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/178529/WHO_MERS_Clinical_15.1_eng.pdf?sequence=1&isAllowed=y&ua=1)
- ・ WHO : WHO hospital discharge and follow-up policy for patients who have been diagnosed with Severe Acute Respiratory Syndrome (SARS)  
<https://www.who.int/csr/sars/discharge/en/>